

応急手当指導員（市民インストラクター）の運用等に関する要領

（目的）

第1条 この要領は、応急手当の普及啓発活動の推進に関する要綱（以下「要綱」という。）第7条第2項第3号に定める応急手当指導員（以下「市民インストラクター」という。）が有する知識及び技能を活用し、船橋市消防局または市民インストラクターが行う応急手当普及啓発活動を円滑に行うことを目的とする。

（認定要件）

第2条 市民インストラクターの認定は、要綱第7条第2項第3号に定める応急手当指導員講習Ⅲを修了した者で、要綱別表第8の項目「効果測定・指導内容に関する質疑への対応」に対して指導実技評価及び知識評価を行い、一定の基準を満たした場合とする。ただし、みなし講習も同様の要件とする。

（活動内容）

第3条 市民インストラクターは、次の活動を行うものとする。

（1）応急手当に関する講習の指導

- ア 救命入門コース
- イ 実技救命講習
- ウ 普通救命講習
- エ 上級救命講習
- オ 応急手当普及員講習（応急手当の基礎実技部分のみ）

（2）応急手当の普及啓発に関する活動への参加

（資格の更新）

第4条 市民インストラクターは、要綱第10条に定める有効期限日の6ヶ月前から、応急手当指導員再講習を受講可能とし、その中で指導実技評価及び知識評価を行い、一定基準をクリアした後、資格更新をするものとする。

ただし、有効期限内に最低年2回で計6回以上普及講習の指導に従事した市民インストラクターは、自動的に資格更新できるものとする。

2 応急手当指導員の資格を更新したものは、応急手当普及員を更新したものとみなす。ただし、応急手当指導員の資格を更新しない者で応急手当普及員の資格の更新を希望する者は、要綱第13条に定める応急手当普及員再講習を受講しなければならない。

（報酬）

第5条 市民インストラクターの普及啓発活動は、ボランティア精神に基づき無償とするものとする。

(補償等)

第6条 市民インストラクターが普及啓発活動中に受傷した場合、「船橋市市民活動総合補償制度」に基づき補償するものとする。

(事務等)

第7条 市民インストラクターに関する把握事務等は救急課救急指導係とする。

(補則)

第8条 この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。